

原付免許・小型特殊免許の取得手続きについて

原付免許、又は、小型特殊免許の取得を希望される方は、まず、住所地を管轄する警察署の免許係に申し込みをしてください。

警察署の受付日時は、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間です。

申し込みの際に、学科試験の試験場所と試験日を決めることとなります。（会場等の都合上、概ね、一週間前までに申し込んでください。）

学科試験の試験場所は、

南アルプス市の運転免許課
都留市の運転免許課都留分室
住所地を管轄する警察署

のいずれかになります。

試験日は、

運転免許課 … 毎週水曜日
運転免許課都留分室 … 毎週水曜日
各警察署 … 第1火曜日と第3火曜日（3月と8月は毎週実施）

※ いずれも休日に当たる場合は行いません。

です。

原付免許の学科試験問題は、日本語と英語があります。申し込み時に選択してください。

小型特殊免許の学科試験問題は、日本語のみです。

警察署での申し込みの際に必要なものは、

- ・ 住民票抄本 1通
本籍又は国籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
※ 運転免許証（小型特殊免許または原付免許）をお持ちの方は、住民票抄本は必要ありません。所持している運転免許証を必ずお持ちください。
- ・ 申請用写真 1枚
縦3.0cm×横2.4cmのもの、無帽・無背景で6か月以内に撮影したもの
※ 各警察署（本庁舎のみ）で有料撮影可能です。
分庁舎では、撮影出来ませんので、事前にご用意ください。
- ・ 学科試験手数料 1,500円
山梨県収入証紙で納めていただきます。
各警察署の分庁舎には山梨県収入証紙の売りさばき所がありませんので、事前にご用意ください。
- ・ 身分が確認できるもの
マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証や社員証（顔写真付きのもの）等
在留カードをお持ちの外国籍の方は、必ずお持ちください。
運転免許証（小型特殊免許または原付免許）をお持ちの方は、必ずお持ちください。
- ・ 原付講習終了証明書（講習を終了された方）、または、取消処分者講習終了証明書（講習を終了された方） ※ いずれも1年間有効です。

です。

受験資格は、16歳以上の方です。原付試験日に、16歳になっていなければなりません。（申し込みは、15歳でも可能です。）

原付免許は、原付講習（原付実技講習）を受講していないと、運転免許証の交付が受けられません。（小型特殊免許に講習はありません。）

取消処分者講習を受講された方は、原付講習（原付実技講習）を受講する必要はありません。

原付講習（原付実技講習）は、山梨県公安委員会指定自動車教習所で実施しておりますので、各指定自動車教習所に直接申し込みを行ってください。

原付講習は、16歳の誕生日の約1か月前から受講することが出来ます。

各指定自動車教習所での受講の際に必要なものは、

- ・ 住民票抄本（確認のみ）
本籍又は国籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
住民票抄本のコピーでも可能な教習所があります。各指定自動車教習所へ確認してください。
小型特殊免許を所持している方は、その運転免許証
- ・ 身分が確認できるもの
マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証や社員証（顔写真付きのもの）等
在留カードをお持ちの外国籍の方は、必ずお持ちください。
- ・ 受講手数料
4,500円
- ・ 筆記用具、印鑑

等です。（各指定自動車教習所にご確認ください。）

原付講習は、原動機付自転車の操作方法や走行方法を身に付け、危険な運転による交通事故を防止する目的で行う運転実習を主体とした取得時講習ですので、実際に原動機付自転車の運転をしていただきます。

安全運転に適した服装（長袖、長ズボン、運動靴、手袋等）で受講してください。

ヘルメットや、プロテクターをお持ちの方は、必ずお持ちください。

本件に関するお問い合わせ先

- 山梨県警察本部交通部運転免許課試験担当
所在地：山梨県南アルプス市下高砂825
電話：055-285-0533
問合せ受付日時：平日の午前8時30分から午後5時00分までの間
- 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室試験担当
所在地：山梨県都留市下谷3丁目2-2
電話：0554-43-4101
問合せ受付日時：平日の午前8時30分から午後5時00分までの間
- 山梨県内各警察署運転免許担当
問合せ受付日時：平日の午前9時00分から午後4時00分までの間